

会 議 録（要 旨）

会 議 名	令和元年度第4回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和2年1月28日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで
開 催 場 所	武蔵村山市役所5階 委員会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 清水 彩子、比留間 英世、柳下 一美 保険医代表 亀井 隆雄、三條 治、永島 剛、吉野 保江 公益代表 遠藤 政雄、宮崎 文永、渡邊 一雄 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：岡本 皓夫、前田 善信 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課係長（国民健康保険係）、保険年金課主事（国民健康保険係）
報 告 事 項	第3回会議録について
議 題	(1) 諮問事項に対する答申について 令和2年度国民健康保険税率等について（答申） (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 第3回会議録 ・ 資料2 令和2年度国民健康保険税率等について（答申案） ・ 机上配布資料 国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1)： 答申案を、本協議会としての答申と決定とする。なお、字句、数字その他の修正については会長に委任する。 議題(2)： なし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	開会 （会長） 定刻となったので、令和元年度第4回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を始める。ただいまの出席委員は11名で定足数に達しているため、本日の会議は有効に成立する。次に、傍聴の許可について、事務局から報告をお願いします。 （保険年金課長） 本日の会議について、5名の方から傍聴の申請があり、会長においてこれを許可したので、報告する。 （会長） 次に、会議録署名委員の指名について、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として柳下委員、保険医代表として吉野委員、公益代表として遠藤委員を指名する。 報告事項 第3回会議録について 【事務局説明要綱】 （保険年金課長） 事前に出席者に確認したところ、第3回会議録において一部修正があったため、当該修正を行った上で、会議録署名委員に署名をしていただいた。 （会長） 説明について質疑等はあるか。 【質疑・意見等】 （委員） 質疑等なし。 （会長）

質疑等なしと認める。

議題(1) 諮問事項に対する答申について

令和2年度国民健康保険税率等について（答申）

【事務局説明要綱】

(保険年金課長)

資料2に沿い、令和2年度の国保税率等の答申案について説明を行った。

【質疑・意見等】

(会長)

説明について質疑等はあるか。

(委員)

昨年の運営協議会の議題であった多子世帯減免制度について、会議録を確認したところ、なるべく申請に漏れのないようにとの答申を行っているが、今年度の申請状況について伺いたい。

(保険年金課長)

多子世帯減免制度については、子育て世帯への支援を目的としていることから、政策的繰入金を財源として、令和元年度から取り組んでいる。申請状況については、136世帯から申請があり、申請率としては77.7%、総減免額は2,412,400円であった。減免該当世帯であっても、申請していただかないと減免ができない制度であることから徹底した周知を図るようにと意見を頂戴しており、令和元年度においては、3回に分けて周知を行った。まず、納税通知書を送付する際に、国保の減免制度案内リーフレットを同封することにより、全被保険者に対する周知を行っている。次に、減免該当世帯に対して、個々に案内文及び申請書を送付している。最後に、申請期限1週間前になっても未申請である世帯に対しては、申請勧奨はがきを送付し、勧奨をしている。しかし、申請率は100%に達していないため、今後はより効果的な策を研究し、運用していきたいと考えている。なお、多子世帯の減免状況については、今回の答申案には挙げていないが、いかがするか。

(委員)

77.7%である申請率を、さらに上昇させなければならない。事務局からの説明で、担当部署が努力して周知を行っていることは理解したが、今後の課題として重要であると考えため、多子世帯減免制度について、答申に挙げることを提案する。

(会長)

それでは、多子世帯減免制度について、答申に挙げるか否か、意見等はあるか。

(委員)

減免に該当しているにも関わらず申請していない世帯が22.3%いるということで、未申請世帯を減少させ、減免制度を活用できるよう、答申に挙げたい。

(会長)

他に意見等はあるか。

(委員)

意見等なし。

(会長)

反対意見がないため、会長の私と事務局で調整の上決定させていただく。これに異議はあるか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、なるべく挙げる方向で検討させていただく。

他に質疑等はあるか。

(委員)

意見と質問を1点ずつさせていただく。

まず、資料2の7頁について、意見させていただく。これまでの運営協議会において、保険税の値上げに伴う被保険者の方への影響を、運営協議会として把握しておく必要があると議論させていただいていたが、最後の段落における、「税率改定せざるを得ない状況にあることは理解するものの、」の後に、例えば、「今後予測される国保財政健全化計画の見直しに備え、被保険者への影響を調査する必要があると考える。」等の、影響調査に関する文言を追加していただきたい。

(会長)

影響調査について、運営協議会から市長への答申として挙げるということであれば、市長に対して、影響調査を要望する旨を運営協議会から訴えかけることになるが、それを踏まえた上での案ということではよろしいか。

(委員)

そのとおりである。

(会長)

これについて、運営協議会として市長に対して答申することが、今回の答申書として適切であるか否か、皆様と協議したいが、意見等はあるか。

(委員)

これまでの会議でも話があったが、例えば、生活実態等について調査するのであれば、担当部署でないと困難なのではないか。そういった調査を行うのであれば、議会や担当部署にて協議をするべきであると考えます。

(委員)

公平な調査を行うことは困難であると感じるが、どのように調査を行うのか。例えば、テレビゲームについて調査を行ったところで、実際には3時間ゲームをしていたが、1時間と答える方もいる可能性がある。また、歯医者にて児童虐待について調査を行うとしても、虫歯が多いことによりネグレクトを疑うことはできても、単純に口に過敏があり、歯を磨かせていない可能性も考慮しなければならない。多方面から柔軟な調査を行わなければならないが、保険税等の値上げが原因で生活状況が変化したという証明が困難なのではないか。また、事務局は主に保険年金課職員で構成されていることから、担当者が不在の状態で調査を行うのは不適切なのではないか。調査を行うのであれば、担当部署にて担当の方から回答をいただくのが適切であると考えます。

(会長)

国保財政健全化計画の見直しに備えて調査を行うということであるが、計画の見直し等について、現状は通達されていない上に、見直す予定であるという情報もないため、調査を行うには時期尚早なのではないか。また、先ほど2名の委員から話があった、調査の方法とその可否について、事務局に伺いたい。

(保険年金課長)

前回の会議でも同様の話があったが、そういった調査は、現状において不可能である。また、国保財政健全化計画の見直しについて計画の見直しの予定がないこともあり、事務局として影響調査を行うのは不適切であると考えます。

(委員)

委員が提案されたことは、私も重要なことであると思うが、重要なことであるからこそ、議会等で時間をかけて綿密に協議を行うことが適切であると考えます。

(会長)

3名から意見を伺ったが、影響調査について答申に挙げるのは、適切ではないという意見であった。他に意見等はあるか。

(委員)

国保財政健全化計画についての答申は、今年で2年目であり、事務局から計画は順調に進んでいると回答があった。経済状況等の変化による影響はあるとは思いますが、被保険者数が減少しているといった実情もあり、保険税率等の決定に影響を与える要因は多岐にわたる。事務局には、それらの状況等の情報収集をお願いしたいが、答申に挙げる必要はないと考えます。

(委員)

運営協議会にて影響調査を行わなければ、生活状況等が調査されないといったことは決してなく、福祉の現場において様々な協議が行われたり、計画が策定されたりしているがいかかがか。

(委員)

皆様の意見では、運営協議会にて影響調査を行う必要がないということであるが、国保必携にて、運営協議会の在り方について、市区町村としてきめ細かな運用をするために、関係者による専門的な意見交換や調査が行われた方が良いと示されている。運営協議会の役割として、調査等を行うことが示されている以上は、影響調査等について話し合いをする場ではないという考えは、運営協議会の趣旨に反するのではないか。これを踏まえて、運営協議会とはこういった調査も行うものであることを確認したい。

(委員)

本市の国保運営協議会規則の第2条にて、「市長の諮問に応じて次に掲げる事項の審議をする。」として、第5号まで挙げられており、これについて協議することが職務であり、責任であると考え。調査を行うことは重要であると思うが、委員の皆様は医師や議員等、有識者で構成されているため、資料がなければ状況等を把握できないわけではない。

また、調査の内容が生活の実態についてであれば、例えば、昨年まで所得があったが今年は所得がないという方もいれば、高額所得者であってもその他の支出が多く保険税を支払うことが困難である方もいる等、様々な状況の世帯があると見込まれる。一概に所得の有無のみでは影響について判断できないため、調査は困難であると思われるが、どのような調査をいかにして行うのか伺いたい。

(委員)

実際に行われている子どもの貧困の実態調査の際に、受診抑制の有無についても調査が行われている。これに付随して、どの医療保険に加入しているのかといった質問を追加する等、既に行っている調査を活用するのはいかかがか。

(委員)

例えば、昨年において私は扶養の範囲内であったが、今年はそうではない。調査を行った時点と現状が乖離している世帯は少なくないと思われるため、次年度以降に活かせる正確なデータの収集は非常に困難であり、不可能ではないか。福祉は流動的に行うものであるため、現状において福祉の現場にて行っている計画を、個々に周知すれば良いのではないか。

(委員)

先ほど提案した調査結果等を、資料の一部として請求するのはいかかがか。

(委員)

私は不必要であると考え。それぞれが個人で調査結果等を把握することは重要であるが、市長への答申を決定するという委員の今回の役割として、その資料は不必要であると感じる。

(委員)

我々は議員であるため資料を把握できるが、他の委員の皆様は把握できないのではないか。

(委員)

市のホームページにて参照することができる。

(委員)

いずれにしても、調査をする役割があるということ踏まえ、これを目に見える形で答申することが必要であると思うが、皆様の意見を伺ったところ、そういった文言を追加するには至らないとのことであった。しかし、国保財政健全化計画について、経済状況等の様々な変化に応じて計画を見直す可能性があり、しかるべき時が来たら対応するといったことは、会長から第2回運営協議会にて見解を示していただいている。これに係る情報収集について、文言の追加ができないのであれば、運営協議会として資料を請求してはいかかがか。

(会長)

市長からは、保険税等について諮問をいただいております。運営協議会では、来年の保険税をいかがするか協議し、答申をまとめている。これについて、委員から意見があった影響調査に関する文言を追加することは、不適切ではないかという意見が多数出ている。国保財政健全化計画の見直しについて、国や都から通達があれば、答申に挙げるのではなく、必要に応じて、事務局に調査や情報提供等を要望することを、運営協議会の意思とするということによろしいか。

(委員)

確認をさせていただくが、調査等について提案しても良いということによろしいか。

(委員)

議会であれば、議員として資料の請求ができるが、運営協議会規則第10条にもあるとおり、資料の請求については議長が行うものであり、委員が請求できるものではない。

(委員)

委員として、保険税の値上げによる生活状況変化の把握をする責任はないのか。

(委員)

あくまで運営協議会では、先ほど申し上げた規則に基づいて協議することに責任があり、生活状況変化の把握については、議員として議会で責任を持って協議するべきである。

(委員)

いずれにしても、前回までの運営協議会で会長から示されているが、市長からの諮問に対して、例えば、税率改定を行うのであれば、どのように低所得者に配慮するか等、委員として責任を持って協議させていただいている。気持ちはわかるが、諮問の範囲を超えて要望等を行うことは、不適切であると考えます。

(会長)

委員の皆様は市長から委嘱を受け、責任を持って運営協議会に出席されている。しかし、権限がない事項における調査や、担当部署に調査をしていただき、資料が提出されたとして、これについて分析する知識や能力があるか否か定かたではない。国保必携によれば、調査等することが望ましいとの記述はあるが、全てを実現することは困難であると考えます。今回は、保険税に特化した議論を行い、市長に答申を出すことが目的であるが、計画に見直しがあり、資料の請求を行いたい場合は、適宜委員から会長の私に意見をさせていただき、私から、事務局にお願いすることとなるため、よろしくお願ひしたい。

それでは、他に質疑等はあるか。

(委員)

以前までの資料にあった「法定外繰入金」という文言が、今回の答申案から「赤字繰入金」という文言に変更されているが、これはなぜか。また、この文言は正確でないのではないか。国としては、法定外繰入を解消するために、赤字を削減するとしているのであって、赤字繰入金という文言は使用しておらず、法定外繰入金という文言を使用しているはずであるがいかか。

(保険年金課長)

※説明の際に、追加で「机上配布資料」を配布した。

第1回運営協議会にて配布した資料3「武蔵村山市における国民健康保険の現状」にて、国保財政健全化計画について記載しているとおおり、厚労省において、国保保険者の赤字削減・解消計画として定めている。机上配布資料が、当該文書である。加えて、国保財政の責任主体である都が定めた、東京都国民健康保険運営方針にて、赤字削減・解消の取組について記載があり、この中でも定義されているため、市として、赤字という文言を外すことはできない。

また、先ほど話があった多子世帯減免制度のように、法定外繰入金であっても、市長の裁量で市の政策的繰入金としたものは、赤字繰入金に算入する必要はないとされており、削減すべきは赤字繰入金であるため、赤字繰入金という文言を法定外繰入金に置き換えることはできない。これについては、机上配布資料に

添付した参考資料の4頁においても法定外繰入金の分類について説明があり、保険税の減免制度に充てる繰入金と、国保運営方針に基づき、計画的に削減・解消すべき赤字に充てる繰入金は、決算補填等目的のものとそうでないものに分別されている。このことから、赤字繰入金と政策的繰入金を区別する意味でも、資料において赤字繰入金という文言を用いた。

今回、税率改定を行うにあたり、削減すべき赤字については、具体的な変更額を示すことにより、削減額をわかりやすく提示する必要があったことから、第1回会議から第3回会議にて配布している資料において、全て赤字繰入金という文言を使用しているため、今回の答申においても、この文言を用いた。

(委員)

参考資料の3頁によると、正確には「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」であるところを、わかりやすく表記するために、「赤字繰入金」という文言を用いたということではよろしいか。

(保険年金課長)

そのとおりである。前回までの会議において、文言についての意見等はいただかなかったため、答申案においても、この文言を用いた。

(委員)

本来は正式名称で記載すべきであるが、事務局の意図は理解した。しかし、今回の答申案から文言が変更されている以上、赤字繰入金に関する解説を加える必要があるのではないか。

(会長)

答申は市長に対して行うものである。市長は、このことについては理解しているのではないか。

(委員)

市民の方も見るのではないか。

(保険年金課長)

市長が答申を受け、市議会に挙げる議案を勘案するものであり、市民も見る機会はあると思うが、今回はこの表現で補記せずに行わせていただきたい。

(委員)

市民の方に説明する機会があれば、補足文章等が記された別の資料を作成していただきたいが、市長への答申については、現状の答申案の表記で適切であると考えている。

(会長)

他に質疑等はあるか。

(委員)

質疑等なし。

(会長)

それでは、皆様からの意見等を踏まえ、本協議会としての答申を決定する。なお、字句、数字その他の修正については、会長の私に一任していただきたい。これに異議はあるか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。それでは、後日答申を確定し、市長に提出するので、よろしく願います。

議題(2) その他

(保険年金課長)

決定した答申については、今月中に市長に提出した上で、委員の皆様へ決定版の答申を送付するので、確認いただくようお願いする。なお、答申については広資料として公開予定である。

また、今回の会議録について、お手元に到着次第内容を確認いただき、修正等がある場合はなるべく速やかに連絡いただくようお願いする。なお、署名委員に

	<p>おいては、あらかじめ連絡の上、署名をいただきに伺うため、よろしくお願ひする。</p> <p>(会長) 委員の皆様から質疑等はあるか。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>(委員) 質疑等なし。</p> <p>(会長) 質疑なしと認める。それでは、議題については以上であるため、これをもって令和元年度第4回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p>
--	---

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： 5 人
-----------------	---	----------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課 (内線：132)
-------	--------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名する。

会 長 _____

被保険者代表委員 _____

保険医等代表委員 _____

公益代表委員 _____